

令和5年 春の全国交通安全運動

運動期間 5月11日(木)～5月20日(土) 交通事故死ゼロを目指す日 5月20日(土)

実施要綱

運動の
目的

広く県民に交通安全思想と正しい交通ルール・マナーの普及・浸透を図り、交通事故を防止する。

運動重点

- ① こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- ② 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- ③ 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

スローガン

年間スローガン 急いでる 焦る気持ちが 事故を呼ぶ
サブスローガン あんぜんは いのちをまもる だい一步

運動重点とそれぞれの立場で実施する事項

運動重点 ① こどもを始めとする歩行者の安全の確保

【こどもは】

- 道路を横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、左右の安全確認を行い、飛び出しや車の直前・直後の横断はしない。また、道路では遊ばない。
- 信号待ちをするときは、車道から離れた歩道の端など、より安全な場所で待つ。また、信号が青に変わっても直ぐに横断せず、周囲の安全を確認し、車の動きに注意しながら横断する。

【高齢者は】

- 加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育を積極的に受講する。
- 道路を横断するときは信号機や横断歩道のある場所を利用し、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、左右の安全を確認しながら横断する。特に、左側から進行して来る車との距離感覚がつかみにくいことから、左側から進行して来る車に注意する。

【一般歩行者は】

- 横断歩道を渡ることや信号機に従うことなど、基本的な交通ルールを守る。
- 道路を横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断する。
- 夕暮れ時や夜間は「車から見にくい」ことを意識し、外出時は反射材や明るく目立つ色の服等を着用する。

【保育所・幼稚園・学校等では】

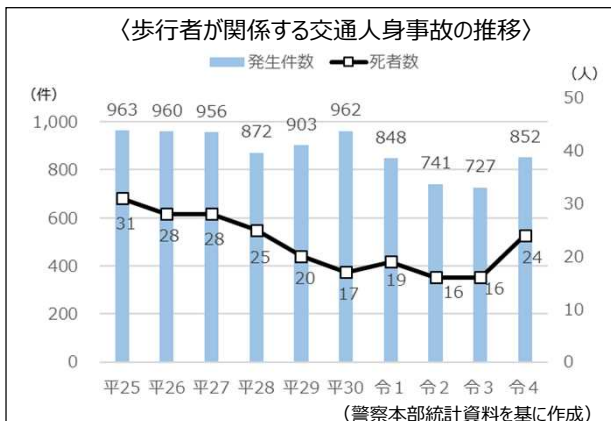
- 未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。
- P T A等と協力して、通学路等における安全指導、保護誘導活動及び通学路の安全点検を実施する。

【家庭・地域では】

- こどもや高齢者が出掛けるときは、自動車等に注意するよう「声かけ」を行う。

【職場では】

- 朝礼等を通じてこどもや高齢者の行動特性を理解させ、危険行動を予測した安全運転について指導する。



運動重点 ② 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

【一般運転者は】

- 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転に努める。
- 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行し、歩行者等の保護を徹底する。
- 運転中のスマートフォン等の使用や注視は絶対にしない。
- 運転者は、自身はもちろんのこと後部席を含めた同乗者にシートベルトを着用させる。また、幼児・児童を同乗させるときは、子供の発育に応じたチャイルドシートやジュニアシートを正しく使用する。
- 交通事故や妨害運転（いわゆる「あおり運転」）に遭った場合に備えて、ドライブレコーダーの設置に努める。
- 歩行者や自転車を早期に発見できるように早めにライトを点灯するとともに、夜間の対向車や先行車がない状況では、ハイビームを活用する。

【高齢運転者は】

- 交通安全教室に積極的に参加するとともに、運転適性検査や高齢者講習などで加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を理解する。
- 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称：サポカー）の体験乗車等により、サポカーの有用性を理解する。
- 身体機能の変化等により、安全運転に不安を感じた場合は、安全運転相談ダイヤル（# 8 0 8 0）を利用し、運転免許証の自主返納や、サポカー限定免許への切替えを検討する。

【職場・学校・家庭・地域では】

- 「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成する。
- 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用を促進する。
- 車で出かける家族に、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト及びチャイルドシートを着用するよう声をかける。

運動重点 ③ 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

【利用者は】

- 乗車用ヘルメットの着用に努め、自転車に他人を同乗させるときは、同乗者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努める。
- 群馬県交通安全条例に基づき、自転車事故被害者の救済に資するための自転車保険等に加入する。
- 自転車は車両であること再認識し、自転車の交通ルール（信号に従うこと、一時停止標識に従い停止すること、原則車道の左側を通行すること、夜間は前照灯を点灯することなど）を守って運転する。
- 反射材用品等を取り付け、自転車の被視認性を向上させる。
- 自転車利用者等の安全を確保するために定期的な点検整備を行う。

【家庭・学校・職場では】

- 「自転車安全利用五則」を活用し、交通ルールの遵守を徹底する。
- 群馬県交通安全条例に基づき、保護者は、未成年者が自転車に乗るときは、自転車保険等に加入するとともに、乗車用ヘルメットを着用させるよう努める。
- 群馬県交通安全条例に基づき、通学に自転車を利用している児童・生徒に対し、自転車保険等加入の有無を確認するよう努め、加入していないことが分かったときは、自転車保険等に関する情報を提供するように努める。
- 自転車をを用いた配達業務中の交通事故を防止するため、配達員に交通ルールを遵守するよう呼び掛ける。

【自転車販売店は】

- 群馬県交通安全条例に基づき、自転車購入者に対し、自転車保険等加入の有無を確認するよう努め、加入していないことが分かったときは、自転車保険等に関する情報を提供するように努める。



自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

主唱 群馬県交通対策協議会

群馬県・群馬県警察・群馬県交通安全協会（事務局 群馬県県土整備部道路管理課交通安全対策室）